

Title	明治二十年代に於ける労働者問題観
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.11 (1931. 11) ,p.1608(52)- 1656(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19311101-0052
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311101-0052">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311101-0052</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治二十年代における労働者問題観

加田 哲 一

日本における工業革命は日清戦争以後のことに屬すとするのは今や一の定説のやうである。(高橋龜吉著、明治大正産業發達史、四六二頁以下)この事實は當時の論者も、これを意識してゐる。明治中期の労働者階級の研究者横山源之助の「日本之下層社會」(明治三十二年刊行)は、日本資本主義社會の自己批判の發展段階における第一期の、即ち資本主義における「矛盾の萌芽、曝露の開始」時代の一表現とせらるゝ著書であるが、(福本和夫「批判的方法論」、大正十五年刊、四五三頁)彼はこの書の中に社會運動について次の如くいつてゐるのである。

「我國に社會運動あるか、若し其れ社會運動にして歐米産業社會に見るが如く、利益分配の不平均より生ぜる政治問題なりとせば、余輩は多く我國に於ては記すべき社會運動を有せざるなり。……然らば我國に社會運動なき乎、余輩の解釋を以てせば、社會何れの方面にもせよ、其の組織、現象、事變、偏頗なる習慣に對し反抗して起る所の問題は悉く社會問題と呼ばんとす。其の今日謂ゆる社會問題が資本家對労働者、地主對小作人の一方に限らるゝが如きは、十九世紀歐米の趨勢は經濟は有らゆる社會の中心と爲り、社會組織の基礎を爲せるが爲のみ、……今日歐米諸國に唱へらるゝ意味を以てせば、我國にては、特に社會運動として記すべきこと極めて少なしと雖も、社會の缺陷に對して、起りたる廣ろき意味に於ける社會問題を擧ぐれば、我國にも社會問題あり、階級の衝突あり、強者弱者の衝突あり、貧富の衝突あり、特に日清戦役以來、機械工業の勃興によりて、労働問題を惹き起し、物價の騰貴は貧民問題を喚起し、漸次歐米の社會問題に接近せんとす、加ふるに、政治社會の墮落は年に甚しく、今や其の極點に達せり、嗚呼、黒ろき濁れる潮流は滾々として流がる、誰か我國に社會問題なしと言ふぞ、之れ無しと言ふは、社會の潮流に捲き込まれて、其の將に來らんとする反動の裏面に醗酵し居る

を知らざる無神経者の言のみ。(横山源之助、日本の社會運動、日)

而して、彼は尙ほ「余は日清戦役を以て労働問題の新紀元と爲す者なり、戦争共れ自身が直に労働問題に關係あり」とは曰はじ、然れども、戦争の結果は、機械工業の勃興を促がし、労働問題を惹き起すに至りたるなり」といつてゐる。(日本の社會運動、一六頁)最近の論者もこの説に近い説をなしてゐる。曰く「日清戦争は我が國の労働運動にも一時期を劃した。蓋し戦後における企業熱の勃興、大工場の新建設、貸銀労働の激増は、急激に労働者階級の階級的自覺を促し、加ふるに、租税の増徴重課に基づく細民の窮乏化は漸く社會問題に關する叫び聲を擧げしむるに至り、こゝに労働階級の自主的運動を發展せしむる機縁となつたからである。殊に明治三十年に見舞つたところの經濟的恐慌は、失業問題を發生せしめ、解雇工場閉鎖相次いで起り、労働者の自覺を急速に喚起せしむるに至つたからである」と。(河野密著、我國に於ける労働問題、昭和六年刊、一六頁)

筆者はこの事實を否定しようといふのではない。筆者もまたこれらの論者と均しくわが國における労働者問題が日清戦後において著しく發展し來つた事實

を認める。しかし、日清戦争以前においても、労働者問題はある程度まで問題とせられ、これに關する思潮としての労働立法論、労働組合主義論、社會主義等が論議せられたのを知るのである。殊に、労働組合ストライキ等に關しては、その初期において、外國的對岸的現象としてのみ觀察せられたものが今や、國內的眼前的現象として顯現するに至つたのである。筆者は今、この日清戦争以前における労働者問題を問題とし、それが如何なる前提の下に、現はれるに至つたか、その程度如何、及びこれらの現象に關する諸種の見解は、如何なる状態にあつたかを記さうとするのである。

二

明治維新はわが國の工業に對して著しい影響を與へた。それは國內における封建社會の崩壊による經濟的變革と、先進外國資本主義國との接觸の結果である。いまこれを概観すべき文章を示さう。

「明治政府の起るや、封建制度の舊慣を破り、つとめて西洋の文物制度を輸入し、維新の大業を成就せしが、時勢の變遷は忽風俗の變遷を來たし、家屋の建築より衣

服調度の類に至るまで、大むね西洋に模倣することとなりて、我工業上に一大影響を及ぼせり。又これと同時に封建制度によりて、領主の保護をうけし美術品より、一國の産物と稱する著名の工藝品が一時に保護を失ひたるのみならず、風俗變遷の爲、需要の道を失ひしものも亦少からざりき。蓋し封建制度より開國主義の新政府にうつる過渡の時代に免るべからざる事なりとはいへ、我工業社會に一大變遷を與へたるものといふべし。ことに武器類、茶器類の製造家は西洋風俗輸入のために生活の道を失ひしかば、他業に轉じて僅かに飢渴を免れしとぞ。……これら武器茶器類の外風俗の變遷は服飾より室内の裝飾にまで影響を及ぼし、禮服の制改まりて上下地、熨斗目地、絞付地の類、忽需要を失ひ、絞付地として用ゐられし羽二重のハンカチーフ地となり、能裝束類に用ゐられし、絞織物の窓掛テーブル掛となり、絞羽の綿フランネルに化したるが如き一々枚舉するに遑あらず、以て其變遷の甚しきを見るべし。されど明治十年西南の役後は天下いよ／＼靜謐に歸し、十八九年ごろにいたりて西洋に模倣せし、百事の制度も完備し、これと同時に工業も亦漸く復古するものいできぬ。……又地方制度の

完備するや、地方長官が其管轄内の物産に保護獎勵を加へしかば、我工業社會は明治十八年東京に開かれたる五品共進會の後俄に勃興し來りて、隆運を見るにいたれり。又一方には明治政府がさきに巨萬の資を投じて設立せし模範工場の功著く顯れしかば、民間においても、亦これに模倣して、工場を組織するものいできたれり。かの機械製絲、綿絲紡績、煉瓦製造、セメント製造の如き各所に起りて、我工業上に一生面を開きしが如きは、維新後における工業の一大進歩なりとす。(横井時冬著、日本工業史、明治三十年刊、第六篇第三十章)

かくの如く、維新の變革はわが工業に顯著な影響を與へたものであるが、この傾向は、幕末時代からの外國との接觸及び國內における資本の集積がその基礎をなし、一國領域内において、獨立の産業を起し、國家獨立の經濟的基礎を鞏固ならしめんとした明治政府の政策がこれを助長したのである。この方面の進歩的政治家大久保利通は明治十一年三月大政官に建言して：「今や海内靜定ニ歸シ、士族ハ故套ヲ稍ク脱シ、新好位置ヲ占ントラ欲シ、民庶ハ浮華ヲ已ニ厭ヒ、着實事業ニ服センコトヲ願フ、禍福其ノ地ヲ轉換セシム、今ヲ即チ時機トセンカ、請フ、能ク此機ヲ

愆ヲズ、授産ノ方ヲ設ケ、士族ヲ誘ヒ、開産ノ法ヲ厚フシテ、農事ヲ改良シ、以テ元氣ヲ旺盛ナラシメ、以テ國力ヲ伸張セラレンコトヲ」といつてゐる。(勝田孫彌著、大久保利通傳、下卷、七四—頁)而して、かゝる國力を伸張し、王政復古の盛意を貫徹せん」とするには、三十年間を期せざるべからずとした。即ち明治元年より十年に至るを第一期とし、乃ち創業の時機とす、十一年より二十年に至るを第二期とす、實に之れ緊要の時期にして、即ち内治を整へ、國力の充實を圖るは、正に此時にあり、予不肖と雖も百難を排して、此志を遂行せんと欲す、二十一年以後の十年を第三期とす、之れ守成の時期にして、後進賢者の繼承大成を待つものなり、利通の素志此の如し、されば第二期に屬する事業は當に將來繼續の基を作るものなれば、慎重に計畫して之に膺らざるべからずといつてゐる。(大久保利通傳、七六—頁)この談話は、明治十一年五月十四日彼の暗殺せらるゝ數時間前福島縣令山吉盛典に對してなされたものであるが、明治初期の産業發展史の段階を極めて如實に現はしてゐるものといつてよい。即ち明治初期十年間の混沌時代次の十年代の整理時代、明治二十年前後よりのわが國の事情に基ける經濟政策への轉換がこれである。明治初期の工業の發展もまたこの發展過程

を經過したものと見て大過ないのである。

## 三

明治初期における産業の獎勵は、第一農業の獎勵、第二既存工業の改善獎勵、第三外國工業の移植を擧げることが出来るが、この外に、これらの産業に對する基礎的または補助的要具としての、交通機關、鐵道、海運、郵便等、金融上の諸施設、貨幣及び銀行制度の建設並に博覽會その他の事業を附加することが必要であり、日本工業資本主義の發展を語るには、これを記述することを要するのであるが、今は單に外來的な工業方面に限つて、論ずることにする。

明治政府が、外國資本主義の刺激を受けて、日本に發展せしめやうとした工業は、先づ輕工業に屬するものであつた。それは在來のものに對する改良としては、養蠶製絲の改良であり、新輸入としては、綿絲紡績であつた。前者については、明治三年二月民部省が、養蠶製絲の改良のために、各地に配布した養蠶方法書中に「日本生絲の製し方宜しからぬと言ふ譯は全くよき機械なき故なれば、歐羅巴機の機械を日本にて仕立て度きものなり」といひ、外國人を雇ひ傳習を受けなば聊かなる年月

にて熟練し製絲は美麗に價も高貴に至り機械買入等の費用は速かに償ひ得」と論じ、更らに模範工場設置へと進展したのである。(森泰吉郎著、蠶絲業資本誌、上野國北甘樂郡富岡に參拾餘萬圓を費して明治五年設立された機械製絲模範工場は、従來の生絲に改良を加へんとする第一歩であつた。而して、この工場においては、女工二百餘名を募り製絲方法を傳習せしめたのである。横井時冬前掲書、第三十三章)その他政府は製絲業の奨励に従つて生ずべき屑絲屑繭の多きを見て、屑絲紡績所(上野國綠野郡新町明治十年十月開業)を開設し、明治九年には、千住製絨所を起した、而して、本邦における綿業の衰退に鑑み、政府は紡績工場を設立して、その利益を世間に示さんとした。即ち明治十一年一月内務省は二千鍾立紡績機械二基を購入して、愛知縣並に廣島縣において、作業に従事せしむることとなつた。その他東京深川にセメント工場も設立された。而して、これらの官營による諸工場は、明治十四—十八年代において、事業不振並に民間事業の振興のため、殆んど、法外の安値を以て民間に拂ひ下げられたものが多いのである。(高橋龜吉著、明治大正産業發達史一五七頁)しかし、これらの政府の施設は決して無駄ではなかつた。民間の工業はこの施

設により教へられ刺激せらるゝところが多かつたのである。故に自由主義の經濟論者福澤諭吉はこれらの施設について次のやうにいつてゐる。「明治の初年以來在朝の士流は商事に不案内ながらも士流は士流にして、智識想像に乏しからず、西洋の文明を見て、是れも探るべし、其れも學ぶ可しとて、頻りに新奇に走る其中に實業を試みたることも甚だ少なからず、鐵道を始めとして様々の工業を企て其計算上に於ては固より失敗を免かれざりしと雖も事の實際を人民に目撃せしめて其企業心を引起したるは事實に争ふ可らず、此點より見れば、失敗して國庫金を失ふたる其金は國民の爲めに文明の學費として深く咎む可きに非ざれども其國民の文明學は次第に進歩して復た政府の教示を要せず」。(實業論明治二十六年、福澤全集、第六卷、四三〇頁)かくて明治二十年前後から日本における機械使用の工場は漸次發達するに至るのである。即ち第二次農商務省統計による明治十八年末現在の工場數は六六一、その資本金三、六六一、〇五一圓、一ヶ年從業職工延人員三、六四八、三五一人である。この内蒸汽機關使用工場五三、資本金一、六一九、二八三圓、一ヶ年延人員九一三、三二六人、水車使用工場三六四、資本金九九一、二一二、延人員一、二九一、三三三人であり、蒸

汽力並に水力を使用せざるものは、二四四工場、資本金一〇五〇、五五六圓延人員一、四四三、七九二人である。即ち、全工場數と全資本金額とを見れば、一工場平均約五、五四〇圓に過ぎず、延人員一ヶ年平均五、五二〇人に過ぎないから、職工一人が一年三百日平均に働いたとすれば一工場平均十八人四分の労働者數を有する状態である。しかし、蒸汽力を使用する近世的工場は、資本金額においても、工場資本金總額の約四割強を占め、一工場平均資本額は三〇五、五〇〇圓に達し、稍近世的工場の面目を備へてゐたのである。而して、この蒸汽機關使用工場中重なるものは、蒸汽機關數によれば、綿絲紡績(機關數二二)精米(同一五)鑛業(同四五)であつて、爾餘のものは、殆んどいふに足りない有様である。而して、水力使用の工場は、生絲製絲業に最も多く、その全水車數三八三中、三四八を占め、原動力を用ゐざる工場にあつても、紡績業が工場全數二四四の中一五二を占め、その中生絲製絲工場が一二六を占める状態である。爲に明治十八年當時における工業の工場化即ち機械生産化においては、綿絲紡績、鑛業を主とし、精米、造船がこれに次ぐに過ぎぬ状態である。かくて、わが機械工場の發達は未だ尙ほ極めて幼稚な状態にあつたといはねばならぬ。(高橋)

總吉前掲書、一七三—一七七頁

しかしながら、状態の幼稚なることは、機械工場制工業並にこれに従業してゐる労働者の存在を否定するものではない。殊に綿絲紡績業においては、稍見るべき工場が存在したのである。即ち紡績模範工場時代からの工場數及び錘數を毎年別に記述すれば次の如くである。(明治史第四編産業史太陽臨時増刊明治三十九年二月刊行七八頁)

年次	工場數	錘數
一四年	七	一六、二〇四
一五年	一三	二八、二〇四
一六年	一六	四三、七〇四
一七年	一九	四九、七〇四
一八年	二〇	六五、四二〇
一九年	二〇	六五、四二〇
二〇年	一九	七〇、二二〇
二一年	二四	一一三、八五六

二二年	二八	二一五、一九〇
二三年	三〇	二七七、八九五
二四年	三六	三五三、九八〇
二五年	三九	四〇三、三一四
二六年	四〇	三八一、七八一

明治二十年から明治二十七年までの同業に關する會社並に資本金等の統計を示せば、次の如くである、(土方成美著日本經濟研究 昭和三年刊上卷六九四頁)

年次	社數	資本金	一社當資本金
二〇年	二二	一、七九七、九八〇	八一、七二六
二一年	四一	七、五六八、八一八	一八四、六〇五
二二年	四一	七、四九九、五二五	一八二、九一五
二三年	六一	八、七三七、五〇二	一四三、二三二
二四年	四九	八、四七七、二七四	一七三、〇〇五
二五年	四七	一一、二二三、七三七	二三八、八〇二

二六年	九〇	一二、八四一、四三五	一四二、六八二
二七年	五三	一四、三三七、五九六	二七〇、五二〇

これらの諸工場に使用せられた職工數は、明治十九年において、一、八七七人あつたといはれてゐるが、(土方成美著、前掲書下卷九五九頁)初期の同業における従業職工の概數を不完全ながら示して見れば次の如くである。(土方成美著、前掲書下卷九五頁、別掲表による)

年次	男子職工	女子職工	合計
二二年	一、三〇〇	二、五〇〇	三、八〇〇
二三年	二、七〇〇	五、二〇〇	七、九〇〇
二四年	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
二五年	五、〇〇〇	一四、〇〇〇	一九、〇〇〇
二六年	六、二〇〇	一八、〇〇〇	二四、二〇〇
二七年	六、〇〇〇	一九、〇〇〇	二五、〇〇〇
二八年	八、〇〇〇	二七、〇〇〇	三五、〇〇〇

以上の如くわが綿絲紡績業は累年その成績を擧げ、遂にわが初期工業資本主義



中の王座を占むるに至つてゐる。而して、當時の自由主義的輿論の指導者は、日本の紡績業が、その條件において優にイギリスの紡績業と世界の市場において競争し得る可能性あることを主張してゐる。

「我國特有の利益は工場の事業に晝夜を徹して器械の運轉を中止することなきと、職工の指端機敏にして能く工事に適すると之に加ふるに賃銀の安きと此二箇條は英國の日本に及ばざる所なり、彼國の工場にて作業時間は毎十時間にして、夜は器械の運轉を止め、職工も十時間を働くのみ日本は晝夜二十四時間打通しに器械を運轉して、其間凡そ二時間を休み正味二十二時間を二分して職工の就業は十一時間なり、故に紡錘一本に付き一年の綿花消費高に大なる差を見る可し：：印度と日本との比較を穩常なりとして正しく倍餘の差あり、即ち我徹夜業の成跡を見る可し且晝夜を徹して器械の運轉を止めざれば石炭を空費するの憂なきは技師の知る所にして、是亦年中に少からざる利益なり：：左れば我國の紡績工場の始末は印度などに比較して格別に立上り英國その他に譲る所なきのみか一種の便利ある上に職工賃銀の低きこと右の通りとあれば前節

に云へる英國と競争して必ずしも後れを取らずとの立言も空想に非ざるを證す可し。」(福澤諭吉著實業論、全集第一卷、四四八—四五〇頁)

工場制生産とこれに伴ふ資本回轉を迅速ならしむるための徹夜作業、並に労働賃銀の低廉を讚美するのは、後進資本主義國の資本家側を代表する意見であるが、これは必ずしも輿論一般を代表したものではない。わが國においても、以上の紡績業を始めとして、諸種の工業の工場化の行はるゝや、これに對する統制の必要は政府においても民間においても主張せられたのである。かの明治中期の殖産興業の指針となつた「興業意見」中にも、工業の秩序を整へ發達せんとする工業界の前途に處すべき政策として、左の三件を記載した。一、專賣特許條令を發布すること、二、職工條例及び徒弟條例を發布すること、三、工場律を制定すること、これである。この要求は當時の農商務省のなしたところとして極めて企業家に有利の條例なのであるが、尙ほ多少は労働者保護の施設を含まぬでもない。しかしこれは、單に「興業意見」に掲げられたに過ぎないのである。(前掲産業史、六九頁)

しかるに一方工場制生産の發達は労働者階級の社會的關係が従前のそれと異

ることを認識し、この異なる状態に適應すべき法制及び労働者の自衛手段を考ふるものあるに至つたのである。吾々はそれを當時の急進主義の雜誌「國民の友」に求めることが出来る。

「吾人は今日において、労働問題の必ず社會に出ざる可からざるを信じ、亦た吾人の力有らん限りは、之を社會に提出し、社會の翼賛を得て、彼の労働者の聲をして天下の志士仁人の耳底に徹せしめんことを欲し、敢て之を言ふ。蓋し今日は、我生産社會一大變動の時節にして、彼の労働者の如きも此一大革命の驚波駭浪中に蕩漾せられたり。彼等は舊時の徳義上に於ける習慣已に破れ、年季奉公の制も破れ、師匠と弟子との關係も破れ、而して新組織未だ來らざるなり。況や今日に於ては、從來に於ける事業の外、更に種々の新事業發達し來るに於ておや。試に思へ土方と親方との關係は如何、彼の鑛山に勞役する鑛夫の境遇は如何、紡績所に使用せらるゝ婦人労働者は如何、活版屋に傭役する少年の職工は如何、其他労働社會に於ける一切の事情如何。如何に其疾苦あるも、如何に其痛惻あるも、彼等の事情は黝暗なる秘密の裡に埋没せられ、何人も之が爲に傷心する者なく、

何人も之が爲に懸念する者もなく、義氣慨焉之が爲に其双膚を脱いで彼等の位地を改良せんとする者なし。吾人は我帝國議會に向て、切に之を希望す。願くは我邦勞役者の事情を調査するの勞を取り、調査委員を設け、渾ての事情を調査し、彼等をして、各其道を得せしむるの道を講ぜんことを。若それ彼等の疾痛惻怛、怒號憤懣の聲、下層を衝て、上騰する時に於て、周章狼狽之が處置を爲さんとする噫亦た晩矣。」(國民の友第九十五號社説、明治二十三年九月二十三日發行、明治文化全集、社會篇四七九—四八〇頁)

かくの如くして、労働者問題に關する思想は極めて徐々ながらその萌芽状態から發展し來るのである。而して、この「國民の友」の社説の書かれたる翌年即ち二十四年には、農商務省は、各地の商業會議所に職工條例制定の可否を諮問した。それは、陸奥宗光の大臣たりしときである。山路愛山はこのことについていふ。「我等は伊藤公の所謂「何事にても一の意見を有せざることを無かりし」此機敏なる政治家の腦中にも、早く既に政治的特權を有する階級以外に、平民的階級あり、將來必ず恐るべき勢力となることあるべしとの念ありしと信ずべき理由を有す。そは日本政府が始めて職工條例制定の可否を各地の商業會議所に諮問したるは陸奥伯が

農商務大臣たりし明治二十四年(一八九一年)にして、此に始めて國家が労働者の待遇に懸念するの態度を示したるのみならず、今は官海に隠れなき某氏の人物を批評して陸奥伯は彼こそ將來社會黨の首領たるべき恐ろしき人間なりと云ひしこともありとさへ聞けばなり。碁客が碁を好む如く政治道樂に没したる陸奥伯は社會主義及び社會政策に對して何等の意見ありし乎、我等の固より聞くを得ざる所なり。英雄の骨は既に朽ちたり、之を蘇生せしむるの術なきを如何せん。我等は唯想像を恣にして伯の意見を推測し得るのみ。(山路愛山、現時の社會問題及び社會論、明治文藝全集、評論、明治文藝全集、三頁、三六頁、) 而してこのことは、富の勢力の顯著なる増進を語るものでなくてはならぬ。この富の利潤形成のために労働力を提供したものは舊武士層と農民とである。故に一史家は、この現象を別箇の表現をもつていつてゐる。「明治十年までは、平民が士族に對して優劣の争を爲したる時代にして、即ち武權と富との争なりし也。然れども富武權に勝つや此に富と富との争となり、直ちに資本と土地勢力の争となれり。而して資本は市府に屬し、商賣に屬し、土地勢力は地方農民に屬したれば、即ち此に地方村落と市府の争を起したるものなれば、苟も大局の眼

あらん者は一視同仁、早くも歐米の如き、資本と土地勢力の激戦を生ぜざるに、豫防の立法を爲すべきに、明治政府の政策は比年、中央集權にして殊とに市府の人民に都合よき事のみ多かりしかば、悉く其資力を近傍都會の市民に吸集せられ、土地と勢力とは聯合して、資本に對して、激しき戦を挑みたるその結果遂に農民の敗北となれり。(竹越與三郎著、新日本史、中、九八頁、) 資本の勝利は商工業の勝利である。而して當時において、新産業部門としての工業は勃興し來たり、その初期的搾取形態は甚だ酷烈なるものがあつた。かくの如くして、わが國における労働者問題及びこれに關する思潮は徐々と世人の注意するところとなつて來たのである。

四

明治初期の社會問題が主として、農民階級の問題であり、實際勢力たる自由黨の如きも、主として、この問題に力を注ぎ、單に、その左翼のみが、多少の労働運動に従事したことは既に説いた。(本誌十月號所載、拙稿、明治二十年代における社會問題に對する自由黨左翼の見解、参照) 明治十五六年以來の自由黨左翼の労働運動について、最も世の視聽を傾けしめた事件は高島炭鑛夫虐待事件であつた。

「高島炭坑は肥前國西彼杵郡高島村にある周圍一里五町餘、その支坑を端島炭坑といひ、高島の西南約二海里、同郡高濱村字端島にある。世に高島炭坑といふのは、此二坑を總稱していふのである。」(白柳秀湖著、財界) 高島炭坑は、寶永年間の開發に始まり、その最初の採掘者は肥前平戸の人五平太で、次いで佐賀藩の所有に歸し、更に政府の手に收められたが、明治七年後藤象二郎の所有となり、經營の困難の結果、岩崎彌太郎に賣渡され、事件發生當時は岩崎の經營の下にあつたのである。(この炭坑が如何にして、後藤の手から岩崎に移つたかに關しては、白柳秀湖、財界太平記、一六二頁、一八四頁並に早坂四郎、高島炭坑問題、題解題、明治文化全集、社會篇を參照せよ。)

高島炭坑坑夫虐待事件は、その労働條件の過酷なるを一般世間に發表されたのに始まつてゐる。同炭坑の労働條件が、過酷であることは、この炭坑が長崎灣頭の一孤島である關係から外部に現はれることが比較的少なかつたのであるが、既に長崎近傍においては、そのことを知り、同炭坑の坑夫として雇傭せらるゝものは主として、この地方の事情に疎きものであつた。しかるに、明治二十一年六月に至つて、政教社々員松岡好一の實地四ヶ月間の労働體驗に基づくといふ「高島炭坑の慘狀」と題する一文が雑誌「日本人」に掲載された。更らに、同七月には長崎縣人吉本襄

から一ヶ年の實地體驗になるといふ「高島炭坑々夫の慘狀を述べて世の志士仁人に告ぐ」高島炭坑々夫虐待の實況を掲げ、同九號は、全誌を擧げてこの問題を論じ、三宅雄二郎は、「三千の奴隸を如何にすべき」の一文を草した。(これらの文章は今集録し、一三〇頁にある)

松岡好一の文章にいふ。

「抑も該炭坑は今を去る凡三十年前和蘭人某の發見する所に係り、其後十餘年を経て後藤象次郎君が採炭の事業を創起せられ、後之を三菱會社に譲り渡たせり。三菱會社の後藤氏に代はりて炭礦事業を執るや、千古未曾有の壓制法を設け、人類たる三千の坑夫を使役驅逐する最苛最酷にして、牛馬も畜ならず、慘憺たる狀況は佛氏の所謂修羅の巷にして、坑夫は宛然餓鬼の如く、事務員、海岸取締員、小頭、納屋頭、人繰は青鬼赤鬼の如く、炭礦舎長は閻魔大王の如し、嗚呼蜻蜒の洲裡、日本の邦土、亦斯の恐るべき忌むべきの地獄否野蠻界あり。」(高島炭坑の慘狀、前掲書三頁)

かくの如き高島炭坑の労働狀態は次の如くである。「乃ち坑夫の就業時間は十二時にして、三千の坑夫を大別して晝の方夜の方となし、晝の方は午前四時に坑内

に下り、午後四時に納屋に歸り、夜の方は午後四時に坑内に下り、翌日午前四時に納屋に歸る。其坑夫が十二時間執る處の勞業苦役は先づ第一に坑内一里二里の所に到り、背丈も伸びぬ炭層間に屈歩曲立し、鶴嘴地雷、火棒等を以て一塊二塊と採炭し、之を竹畚へこに盛り重量十五六貫乃至二十貫なるを這へるが如く飛ぶが如く一町二町と擔ひつゝ、蒸汽軌道に運ぶなり。其他岩碎いはくだき、杵入等の危嶮なる業、門看もんかん、風廻かぜまはし等の煩腦なる役ありて、實に目も當てられぬ光景なり。(同上四頁) 而して、これらの勞働に對する監督は、甚だしき暴虐を敢てする。「斯る驚ろくべき境界に斯る勞働を爲すにも拘はらず、炭礦舎の規則として分秒の休憩をも與へず、小頭人繰をして採炭の個所を巡廻看督せしめ、少時を怠る者あれば携帶の棍棒を以て苛責せり。……又坑夫中過度の勞力に堪へずして、休憩を請ひ、或は納屋頭人繰の意に逆ふ者あるときは、見懲みじゆと稱し、其坑夫を後手に縛し梁上に釣り揚げ足と地と咫尺するに於て打撃を加へ、他の衆坑夫をして之を觀視せしむ。又坑夫あり坑業に堪へずして脱島を圖り、事成らずして、海岸取締員若くば人繰の手に捕へらるゝや、海岸取締員人繰は其脱島未遂の坑夫を懲戒するに或は蹴り、或は打ち、或は倒し、或は釣り、其苛責

の殘酷なる苟も人情を具備する者の爲し能はざるところなり。(同上四頁)

而して、坑夫募集方法は、殆んど詐僞行爲に均しく、(同上五頁)しかもその賃銀は低廉なる上に、其日給の名あるのみにして其實なく、坑夫が負債は日一日、年一年に増加し遂に辨償の路なし。何となれば人間無上の苦役に服するを以て疾病なきを得ざればなり。最危険の勞業を爲すを以て負債なきを得ざればなり。飯汁菜蔬の代價を引去らるればなり。(同上五頁)

以上の如く高島炭坑坑夫虐待の事實は、所謂監獄部屋の一種であつて、これに關する吉本襄の「天下の人士に訴ふ」並に「高島炭坑々夫ノ慘狀」ヲ述べて世ノ志士仁人ニ告ぐと題する文章に記載された事實は、松岡好一のそれと大同小異である。彼等は共に「天下の仁人君子」に告げて、この問題を同胞の輿論の力によつて、救済の對象たらしめんとしたのである。而して吉本襄は尙ほ、石炭業と労働者の安定のためこれに改良すべしとする。「且ツ夫レ製造工場ノ次第ニ盛ナルニ隨ヒ石炭ノ需要益々多キヲ以テ採掘ノ法ニ改良ヲ加ヘ其額ヲ増加セザル可ラザルノ今日ニ當リ、若シ坑夫ヲ虐待スル高島炭坑ノ如キモノヲシテ成立ツアラシメバ、世ノ勞役

者擧テ坑夫タルヲ嫌ヒ、假令食ヲ人ニ乞フノ飢餓ニ逼ルモ坑夫タルヲ肯ゼザルニ至ラントス。果シテ然ラバ高島炭坑ノ坑夫ヲ塗炭ノ中ニ救ヒ自由ノ人民タラシムルハ、管ニ一炭坑ノ不法ヲ匡正スルニ止ラズ、實ニ世ノ勞役者ヲシテ安ンジテ坑夫ノ職業ニ就カシムルヲ以テ後來全國ノ炭坑ニ幾何ノ利益ヲ與フルヲ知ル可ラザルナリ。(吉本襄、高島炭坑々夫ノ慘狀ヲ述ベテ世ノ志士仁人ニ告グ、同上、九頁)

この問題に對して、具體的對案を示したものは、三宅雄二郎の「三千の奴隸を如何にすべき」である。彼はこの文中において、改良救濟法を立案した。

「一、政府は在來施行し來れる探礦請願人、借區期限、探掘年限等の規定を改正すると同時に、又完全なる坑夫取扱條例なる者を制定し、或は礦山觀察使とも云ふべき特別なる官吏を派出し坑夫の行狀、坑内空氣流通の良不良、會社役員の坑夫を使役する始末の酷烈なるや否、坑夫執務中横死傷害等の存在するや否やを至嚴至密に探查せしめ、或は坑夫の權利を毀傷し、若しくは使役法の酷烈なる等のとありとせば、政府は會社役員を嚴罰し、或は其社を禁止する等の事を執行すべし。……二、傭者被傭者の間を務めて親密にすべし。……三、高島炭坑坑夫就業

時間は從來十二時間の定規なるが……之れが就業時間を減縮するは目下該炭坑の最大急務と云ふ可し。……例へば極熱の個處は一日六七時間とし、中熱の個所は八九時間とし、下熱の個所を十時若くば十一時間とせば適當公平なる時間割にして、坑夫も亦稍々其就業に堪へ得べしと信ず。……四……該炭礦は坑夫に休日を授與せざるべからず。而して其の定日の如きは、假令毎安息日に及ばざるも責めては三大節に休業せしむべし。……五……坑夫には就業時間の外は自由に外出他行を許すべし。……六……毎月末に於て其拂渡勘定を爲すべきなり。……七……坑夫をして自由に書翰を社會に發出することを許容すべし。八、賭博其他品行修身に有害なるものを除くの外は、坑夫に遊戯遊藝を爲す事を許すべし。……九……該炭礦は坑夫が勞力の報酬が能く前借を償ふに足らば、直ちに之を解傭すべし。……一〇……坑夫年齢五十歳以上に至らば之を解傭すべし。一一……公明正大に高島炭礦の坑夫募集と稱し、以て應募者の満足する承諾を博取したる上、之れを傭ひ入るべし。一二……該炭礦は宜しく人繰、納家頭の暴虐不正を警戒すべし。一三、貯金法を設け、坑夫が博取したる賃銀の幾分を

貯蓄し、解備の際之を授與し、以て將來獨立の生計を立つるの資本を作為せしむべし。(同上 一八—二〇頁)

これが三宅雄二郎の具體的對策であつた。當時の高島炭礦の状態を雇主側に立ちて改善せしめんとする要求であつて、未だ労働者の自覺的行動による労働條件の改善といふことは出来ないのである。

高島炭礦問題に對する「日本人」の所論は、輿論のこれに對する同情を喚起し、諸新聞は續々この報道を掲載した。従つて、官憲もこれを不問に附すること能はず、警保局長清浦奎吾を派遣することとなつた。「是に於て舊弊一洗し大に人權を回復せしと云ふ亦以て輿論の效見るべし」と明治政史は記してゐる。(同第二十一—二十二頁)しかしながら、清浦の視察は「出張前聞得たる慘狀も實地觀察する所に依れば、多くは過去の一夢に屬し、現今は既に其痕跡を止めざる者あり。或は出張前未だ曾て聞かざる所にして、實地に觀察すれば、思懸けざる事實なしとせず、尤も炭坑舎に於ても漸次改良を加へ、大に舊態を一變するの途に至れり」としてゐるのである。(清浦奎吾の新聞紙に對する談明 明治政史五八二頁)以て、その改良なるものの程度を知り得べきである。労働行程に

おける改善、労働時間、勞銀に對する改善は少しも問題とせらるることなく、單に、坑夫募集方法、物品販賣飯場勘定の毎月勘定、納屋新築修繕費衛生費の廢止、警察官の増置に過ぎないのである。

しかしながら、高島炭坑問題は、新聞雜誌界に好題目を提供し、各社それぞれその記者を派遣したことは既に記したが、當時の朝野新聞記者犬養毅も同地を視察し、その記事を同紙上に掲載したのであるが、その記するところ「日本人」の記事と正反對であつたので、「日本人」記者松岡好一大いに憤激し、三宅雄二郎、志賀重昂を介添人として、決闘狀を犬養に送つた。犬養これを拒絶したが、その後大いに決闘狀の流行を見たといふエピソードもある。(明治政史、第十一篇)

要するに高島炭坑問題がかくの如く世上の問題となつたのは、主として、同炭坑の慘狀にあるのであるが、それが岩崎彌太郎の所有なりしこともその原因の一として數へることが出来る。「日本人」は國粹主義の雜誌である。明治二十一年神武天皇祭に一雜誌が出て國粹保存を唱へた幾許もなく保存といふの不適當なるを感じ、顯彰と改めたが、既に國粹保存の名が廣く世間に傳はり、其の儘に通用すること

に成つた。是れ明かに當時の委曲を知つて出たのではないが、政府の外柔内硬に反抗し、外政内政共に國家自らの立場を考へねばならぬと云ふに思ひ及んだのである」と三宅雪嶺がゐつてゐるのが、その立場であつた。(同著明治思想)かくて、彼等の立場は、國家の保護によつて、その利潤の獲得に忙しい資本家の立場に賛同し得なかつたからであらう。而して、犬養が高島炭坑問題の辯護の勞を採つた理由は、彼が三菱をその背後に有する改進黨員であり、嘗て、チャルズ・ケリーの經濟書(圭氏經濟學明治十七年刊)を譯して、保護政策のために、その力を致したことによつて、明かであるといはねばならぬ。

## 五

高島炭坑問題は、廣く世上の問題となつたのであるが、この労働条件改善の議論は、單に世の「志士仁人」に訴へ、所謂輿論なるものの勢力を利用せんとしたものに過ぎぬ。この運動は労働者側から出たものでもなければ、また労働者の組織化による改善運動でもない。勿論高島炭坑においては、當時までに既に三回の無組織的暴動のあつたことは事實であるが、それは盡く強力的に鎮壓せられたのである。

(松岡好一高島炭  
鐵の惨狀五頁)

かくの如く、労働問題を「志士仁人」の同情に訴へて、道義的精神の下に、その解決を計らんとするのは、労働者問題認識の極めて初期的の形態である。しかるに、わが國においては、かゝる見解と並んで、労働者の組織化によつて、その労働条件の改善を企圖する見解もまた存したのである。明治十六年における東京馬車鐵道會社の開業とともに、東京における失業車夫を中心とする車夫の結成運動については、既に述べた。(本誌十月號)この頃から、労働組合に對する注意もまた識者の間に喚起されたのである。現實に労働者の組合を組織せしめやうとする運動は、印刷活版界から起つた。東京印刷會社の課長たりし、池田といふ人、明治十七年の頃、活版職工の間に組合を組織せしめんとし、これを當時の資本家として労働問題に理解のあつた佐久間貞一に計つたので、佐久間は、大に悦び、余は久しき以前より誰れか言ひ出しソヲな者だ。誰れもソナ考を起さぬが氣の毒な者だと考へて居つた所だから、君が始めるなら充分助ける。」といはれたので、池田は大いに決心を固め、運動を起し、一度は相談會を開いたのであるが、恐るゝもの多きと、池田の心事を疑



ひ私利のためだといふデマを飛ばすものがあつたので、池田は二ヶ月後時期尙早なるを思ふてその運動を中止したのである。

(片山潜、西川光二郎合著、日本の労働運動、明治文化全集、社会篇、一六七頁、豊原又男編、佐久間貞一、小傳、二五七頁)

(動、明治文化全集、社会篇、一六七頁、豊原又男編、佐久間貞一、小傳、二五七頁)

更らに明治二十二年跡部なる人、活版職工の組合組織運動に従事し、佐久間貞一またこれに賛成し、當時の秀英舎の職工の全部これに参加したが、秀英舎以外の職工は跡部を以て、同工の賊、資本家の狗を以てし、一人も應ぜず、兩派は對立闘争して、彼の運動もまた失敗に終つた。而して翌二十三年には、本多信興、深津雅直、直田鎌三等自由黨の中島又五郎を顧問として、同志會を起し、その總會を木挽町の厚生館に開くや、來會者千五百餘によつたのであるが、その會費の使途不明のことから紛擾を來たし、これまた不成功に終つた。

(日本の労働運動、一六七—一六八頁)

鐵工の間においても、労働組合組織の運動があつた。明治二十年の頃、わが國最古の西洋鐵工の一人小澤辨藏、その弟國太郎とともに、組合の必要を感じ、運動を開始し、相田吉五郎の賛成を得、組合組織の下相談のため懇親會を開催したのであるが、初めは新聞記者等の演説あり、又皆々も眞面目の談を爲し居りしが、中頃より、博

奕始りて相談も何もメチャメチャとなり、散會後連れ立ちて遊廓に遊び、三日も四日も家に歸らざるもの少なからざるの次第とまでなりたれば、小澤氏等第二の懇親會を發起せしときは、妻君の攻撃甚だしくて遂に成り立たず、其の爲め小澤氏等切角の運動は空しく中止さるゝこととなれりといふ有様であつた。しかるに、小澤は明治二十二年に至り、また熱心なる運動の結果として、六月遂に「同盟進工組」の組織を見るに至つた、同盟進工組の趣旨はその趣意書によつて明かである。それに曰く、

「心を一にし、志を共にし、從來の弊習を脱し、將來の方策を講ずるは、我職工社會今日の急務なり。今我同業社會の状態を顧るに、數年の苦辛鍛練に依て得たる所の技量も僅に雇主の恩恵に由て、今日を凌ぐが如く、故に其職權地に落て亦更に振はず、是れ各々一身の安危をのみ苦慮し、更に協力同心互に氣脈を通じて、相謀り、相談じ、以て萬全の策を圖らざるが爲めなり。我同業は宜しく茲に反省し、協力一致以て互に交誼を全ふし、連絡を通じ、我同業社會今日の面目を一新し、其地位と權利とをして益鞏固ならしめざるべからず。これ小生等申合規約を設け、

以て一大結合をなし、漸次改良進歩し、同業者の安全を圖らんとする所以なり。同感有志の諸君、乞ふ微意を贊助し加盟あらんことを。

しかして、その組合規約第一條において、組合の範圍を、機關部職工(旋盤、鑄鑿、鑄製、煉鐵、木形、鑄物師)と限定し、組合は各工場主と約束を結び、雇主と被雇主の關係を調理し、兩者の便益を計る。(第二條)その他組合員の就職周旋(第四、第五條)雇主被雇者と不和の調停(第六條)をなし、積立金制を設け、積立金は漸次蓄積し以て共同資本となし、工場設立等の要に供す(第二十二條)而して、當組合は漸次規模を擴張し、積立金額凡そ金壹萬圓に達するを程度とし、一の工場を設け、職工志願者の技術練習所となし、又組合員被雇工場休工中の工場に供す。追て工場附屬の寄宿舍を設置すべし。(第七條)その他組合員死亡、疾病時に關する、規約附則がある。

この同盟進工組は、石川島造船所小澤辨藏外五名、陸軍造兵廠の柳澤清次郎外四名、海軍造兵廠の千代松只藏外十二名、田中機械製造所の天野友一郎外二十五名、鐵道局の本多庫源太外三名、及び職工學校の大久保忠正、山岡定吉が發起となつて組織したもので、これらの諸工場の職工の參加を得、極めて好望であつたが、委員等が

積立金の一部を費消したといふ風説が擴がり、委員反對の火の手が擧つたので、委員は積立金を分配して解散の決意をなし、同盟進工組はその多望な將來を俟つことなく解散せらるゝに至つた。(日本の労働運動一六八頁)及び、二一八—二〇頁)

## 六

初期における労働者運動の歴史は失敗の歴史である。わが國におけるそれは既に記した通りである。しかるに、この實踐的運動を關連して、労働者問題に對する實際家としての立場からの理解者は、佐久間貞一であつた。この點において、彼は當時の所謂實業家とはその選を異にする。「現時我邦の實業家と稱するものは、多く虚業家にして株券の賣買に一攫千金を念ふにあらずんば、目前の富を壟斷するを知りて國家あるを知らず、己に國家の觀念なし、彼等の眼中には社會なく人類なきなり、然るに此間卓然として啓蒙叫破吾生産界に一道の光明を與へ霹靂一聲、労働問題を唱道して彼等が偏狹なる確執の盲見を攪破して工業の前途に擴張的進歩を叫喚したるもの氏を措いて之を求むべからず、世は已に佐久間氏と言へば、労働問題を想及し、労働問題と言へば、佐久間氏を聯想するに至れるもの豈故なし

とせんや。」(佐久間貞一小傳、明治三十七年刊一四四—一四五頁)

佐久間は、實際的立場から、労働者問題に入つたのである。彼の「小傳」は記していふ。「抑も氏の労働問題に想到せるは如何なる動機の存在ありて然りしか氏の資質狭分に富み同情の念深かりしが爲めなりといふの最も肯綮を得たるものにあらざるか、氏嘗て東京府教育會における演説に際して語て曰く『自分の初めて活版業を始むる數年にして職工の身體衰弱して業に堪へざるものを生じ、其原因を調査するに、彼れは既に横濱に於て數年此の業に従事し當年を以て十年なるを發見して大に驚きたり、強壯の男兒僅かに十ヶ年の労働に服して、身體の健康を失ひ遂に死に到るといふは悲しむべきの事なり之れ放任し置くべきの小事にあらずと思はしめたり』と。然らば此の一事を以て氏の労働問題の研究を初むるの動機となれるものにして氏の俠氣は此に發展すべき原動力を得たるものなり。故に氏の労働問題は他動的に非らずして、全く自動的なり。之をフーエンに學べるにあらず、ラッサールに心酔せるにあらず、一片同情の念の凝結せる結晶體なりといふべし。」(佐久間貞一小傳二) (四五—一四六頁)

而して、佐久間の労働者問題に對して論ずるところは、労働組合結成の必要、工場法制定の必要、職工職業教育の必要を論じた。これは後に記するが、彼はこれを論議するに止まらず、その抱懐するところを自己の經營する秀英舎工場において施設せんとした。

「秀英舎工場は氏の労働者問題の研究地にして、且つ試験場なりき。故に同工場の設備は皆な氏の理想を以て包圍せられ充満せられたり。氏は同工場に於て八時間労働の試験を爲せり。養老積立金の制を布きぬ。職工の保護法を設けり。徒弟を集めて徒弟制度の模範を示しぬ。夏季休養の法を設けて相州逗子の濱岸に一週日を休養するの恩典に浴せしめ、亦徒弟の成業者を以て同窓會を組織して相互の親睦機關たらしめ、自ら之れが會頭となれり。此等職工保護の施設擧げ來れば、僕を更ふるも尙ほ足らざるの感あり。而して其結果は如何、皆な見るべきの好成绩を呈せり。八時間の労働制度は頗る好結果なりしも、時機未だ早かるべしと爲して九時間労働とせり。現に今尙ほ之を實施せり。而して同業者には未だ是あらざるなり、養老積立金の成績亦良好な

りしも時勢の進歩に伴ひ職工保護法を改正し、後更に改めて職工貯蓄補給規則と爲りて現存せり。尙ほ年金給與規則を設けて多年勤続者の名譽賞として實行す。徒弟制度は大成功の結果を得たり。……而して、氏の秀英舎工場に於ける設備の完全にして職工保護の趣旨に協ひたるもの多きは吾人の感謝に堪えざる所なり。故に世人も亦大に同工場の制度を以て模範とするに至れりといふ。(佐久間貞一小傳、一四七—一四八頁)

この記述は勿論佐久間貞一の事業を賛美しこれを後世に傳へんとするため傳記者の記するところであるから、これをそのままに受け容れるのは早計のやうにも思はれるが、彼が労働者問題に早く著眼し、その資本家としての立場から能ふ限りの施設を行つたと見るべきであり、日本の労働運動の著者が佐久間を以て、我國労働運動の大恩人にして日本のロバト・オエンといふべき人なり」とし、(同上二頁)また「君は實に我邦に於る最初の労働者の味方にして又最も有力なる労働運動者の一人たりし也」(岸上克己、労働者の觀たる佐久間貞一君、小傳、二五七—二五八頁)とせられ、前掲「日本の労働運動」には彼の肖像一枚を掲げたるが如きは決して偶然ではないのである。

## 七

しからば佐久間貞一は如何なる思想的立場にあつたか。彼の論策としての遺稿は今蒐めて、佐久間貞一小傳に附録とせられてゐる。これによつて吾々は彼の立場を見ることが出来るのである。先づ労働組合に關する彼の見解から述べやう。彼の労働組合論は明治二十五年、當時の最も進歩的思想の叢淵たりし「國民の友」に掲げられた。彼の論ずるところは、第一に職工賃銀下落の原因及結果を略説する事、第二に職工組合の目的及同盟罷工の利害を論究する事であつた。(同上二頁)

賃銀の低廉と賃銀の下落とは區別することを要する。賃銀の低廉とは、自然の現象に近い。それは歐米の賃銀と我國のそれとを比較して、わが國のそれは低廉なりといふが如くであつて、それは、自から動かすべからざる原因があるのである。而して、賃銀下落についても二個の相違あり、その一は、經濟上自然の下落で、その二は人為の下落である。自然の下落は、殆んど人力を以て抗すべからざる經濟上の原因より推して、世間一般の不景氣となり、勞力の需用頓に減縮するを謂ふのである。かくの如き場合には、自然の大勢として、これを防ぐこと極めて困難であるが、

「職工組合の法を以て幾分か其の奔注の勢を制するを得べし、即ち世間一般の不景氣よりして、職人の手を空ふし、熟練者も忍び最低の賃銀に満足し、益賃銀下落の勢を助け、職業上の熟練は之を施すに由なく、製品愈粗造に流るゝの勢を防ぐには、是非共職工組合を起し、嚴重なる規約を設け、可成組合員の數を少くし、共和減時法に據り、需用供給の平均を保つるの策を立てざるべからず」といふのである。これが賃銀の自然的下落に處する道である。(同上二六八頁)

次に賃銀の「人為に屬する下落」であるが、これは「雇主が職工に對する壓制であつて、その一例はかの「請負競争」にある。この廉價入札の結果は、職工の賃銀を減ずるに至るのである。

「世人輒もすれば、以爲らく賃銀下落すれば、資本主の利益とならんと、此の見解大に誤まれり……賃銀下落する時は金融必迫し、製品の需用口其路を杜絶し、金利は不廉に赴き、資本の新事業に投ぜらるゝものなく、製造額減少し、機械の運轉日に衰ふるの時なり、此時に當りて資本主に如何なる魔力ありとも、決して自ら利すること能はざるのみならず、其損耗を受くることは労働者に比して一層甚し

きものあらん、元來賃銀を得て生活するの労働者は一般の供給品を消費する經濟社會の大部分なりと云ふことを記憶せざるべからず、彼等にして得る處の賃銀下落すれば、隨て生活の程度を低ふし、購買力を減少し、諸物品を消費し、之を購買するに於て控へ勝ちとならざる可らず……總て労働者なるものは、社會の供給品を消費する大部分なれば、此の大部分が尤も多く消費し、尤も多く需用する時こそ、各事業の伸暢發達する時なれ……而して彼の消費者の大部分をして多く購買せしめんと欲せば、是非共之に相應の賃銀を與へ、彼等をして生活に餘裕あらしめざるべからず、即ち彼等労働社會に多くの賃銀を與ふるは全く工業發達の基礎を爲すものと謂はざる可らず……(同上二七九頁)

この人為の賃銀下落を防止すべきものは職工組合である。「職工組合の目的は、之を概言すれば、同業者輔車相倚り、以て其地位を高め、且つ雇主の抑壓に對し、相共に之を防禦するに有るなり、故に平時に在りては同業者團結して職業上の智識經驗を交換し、艱難相救ひ、又組合の風俗を矯正し、以て同業者の美德美風の習慣を養成するを以て目的とし、變時にありては、主として人為の壓制に出でたる賃銀の下

落を防ぐを目的とするものにして、此人爲の壓制を防ぐとは、即ち同盟罷工のこと  
是れなり、而して、職工組合(ツレード・ユニオン)は本體にして同盟罷工(ストライキ)は  
因りて起る所の作用なり。(同上、二七三頁)かくて、彼は同盟罷工を是認するのである。  
「同盟罷工は固より經濟上吉祥の事にあらず、然れども、賃銀下落し、國民の購買力減  
じ事業退縮し、細民生計に苦み、技藝退歩するの現象は素より非常に不祥の事なり、  
此不祥の事を治癒するには是非共一種の激剤を用ゐざるべからず、同盟罷工は即  
ち其激剤にして、身體健全ならば始めより之を用ゐざるの優れるに如かずと雖も、  
容體危篤となりては、如何ぞ之を用ふるに躊躇すべけんや」である。(同上、二七五頁)し  
かしながら、同盟罷工もまた一の限界を有する。「尤も恐るべきは經濟上の釣合よ  
り觀て相當の賃銀を得ながら、労働社會の飽くなき慾心より漫に法外の高給を得  
んと欲し、故なく同盟罷工を企て、資本主を苦しむること是なり。」(同上、二七六頁)かくの  
如くして、佐久間は當時における資本家として最も進歩的なる立場にゐたのであ  
る。

これより先き労働組合及び消費並に生産組合の必要を論じたものは、この佐久

間貞一の文章を掲載せる「國民の友」である。「國民の友」は明治二十三年九月に「労働  
者の聲」と題する社説において之を論じた。「労働者の地位を高尙ならしむるには、  
種々の手段も有るべし。然れども其重なる者は實に其生活上の道を便益なら  
しむるに在り」といふ立場から出發した。(明治文化全集、社)この方法として提出さ  
れたるものは二つの方法である。

「其一は即ち労働者をして、同業組合の制を設けしむる事是なり。同業組合とは  
何ぞや。大工は大工なり左官は左官なり、又た其他の職人は職人なり、同職者相  
團結して、以て緩急相互に救ふの業を爲す事是なり。……唯願ふ所は、同業組合  
なる者を起し、之を以て互に一種の友愛協會と爲し、互に其收入金の幾分を貯蓄  
し、其組合中に疾病、火災、其他の不幸に遭遇する者は、事實を探究して之を助け、若  
くは、一旦事あるの時に於ては、其同業團結して、罷工同盟の作用を作すの用意を  
爲すべし。吾人は必ずしも、罷工同盟を奨励する者に非ず。然れども、若夫れ勢  
已む可からざる時に於ては、弱者の強者に抵抗するは、弱者の力を團結するの外  
なきのみ。……吾人は如何なる場合においても、罷工同盟を作せど奨説せず。然

れども如何なる場合に於ても、其雇主の爲に勞役者が壓制を受けねばならぬと云ふの理なきを信ず。……(同上、四七六頁)

「國民の友」は「友愛協會」としての労働組合を是認するとともに、その闘争手段としてのストライキの止を得ざるを認め、而して第二の方策としては協同組合これである。「第二の考案は、共同会社の制是なり。其制たるや方法一にして、足らずと雖も、要するに資本家と労働者と雇主と被雇主との間に在りて、其利害を並行せしむる所以の目的に外ならず。」(同上、四七六頁)これは、謂ふ所の「コオペレエチヅンサエテ」であつて、「富の生産上に於ける共同会社」たる生産組合と、「富の分配上における共同会社」即ち消費組合であつて、殊に消費組合については、商品廉賣による組合の直接利益の法と、毎期末における利益配當法あることを擧げて、その利益を唱道してゐる。(同上、四七九頁)

## 八

日本における労働者の状態は、労働者の自衛的手段たる労働組合主義を唱道せしむるとともに、國家の労働者問題に干渉することの是非の論ぜらるゝに至つた

のである。既に述べたやうに、農商務大臣陸奥宗光は、明治二十四年八月七日附を以て、職工保護條例に關する件を各地商業會議所にその意見を諮問せられたのである。これに對する各地商業會議所の回答は、わが國古來の美風を擧げて、その不必要なことを力説したものが多數である。しかるに、この職工保護條例案に關して、國家が労働立法をなして、個人の自由を拘束することが果たして妥當なりや否やの論議を起さしめたのである。

佐久間貞一は、労働者問題に對する政府の干渉を一定の條件の下に是認した。彼曰く、「若し政府の職工條例徒弟教育等の法令を發するを見て干渉なりと謂はゞ初より政府なきも可なりといふの至當なるものなり、例之茲に製造場あり、蒸汽機械を使用するとせよ、而して、其「フライ・ホイール」の危険ありとせん乎、此場合に法律を以て鐵柵又は木柵を造らしむるを見て之を干渉なりと謂はゞ、人民を保護する職務果して、何者か能く之を爲さん、貴重なる人類の生命豈一工場主に一任すべきものならんや。」(前掲遺稿、二七頁)而して、この職工條例の施行に當つては、この條例の適用を受くべき職工の資格を限定せざるべからずとして、左の要件を主張した。

「二、工業職工、工手學校の卒業生、三、各種工業者徒弟の義務を盡したる者、三、工作場の修業證書を所持したる者」これである。(佐久間貞一少)

労働問題に對する國家の干渉に關する是非の論議は、當時在日の佛人ボアソナードと東京帝國大學教授金井延との間に行はれたのである。ボアソナードは比較的自由主義の立場に立ち、金井は、社會政策的立場に立つてゐる。ボアソナードは第一に國家は幼者の自宅外における労働については保護干渉すべきであるとした。(ボアソナード、日本ニ於ケル労働問題、明治二十五年)しかるに彼は、成年男子ニ労働時間ニ對シテ法令ガ或ハ制限ヲ設クル事ハ何レノ場合ニ於テモ吾人ノ賛成スル能ハザル所であるとし、成人に對しては、全く自由主義的立場を固執してゐる。「世上論者ノ中ニ成年男子ノ労働時間ニモ八時間ニ減少セント主張スル者アルハ實ニ吾人ノ怪訝ニ堪エザル所ナリ。……労働時間ノ最高限ヲ定メ賃錢ノ最下額ヲ限ル以上ハ、運命少シク拙キ工業家ハ其業務ヲ廢スルノ外ナカルベシ。而シテ若シ工業家ニシテ一旦其業務ヲ廢セバ、労働者ハ全ク其ノ職ヲ失ヒ、以前ノ地位ニ劣ル事萬々ナルニ至ルベシ。但シ法律ヲ以テ運命拙キ工業家ト雖ト

モ自己ノ任意ヲ以テ廢業スル事ヲ得ズ、必其從來ノ労働者ヲ養フ爲メニ營業スルヲ要ス、若シ之ニ反スレバ財産ヲ差押ヘテ労働者ニ分配ストイフガ如クスレバ、此弊或ハ少シク之ヲ弛ムヲ得ベキモ、此ノ如キ專制ノ法律ハ決シテ之ヲ制定實行スルヲ得サルモノタルヲ奈何ニセム。」(同上、四)

これに對して、金井延は、社會政策的立場から、單に幼者、婦女子の労働時間のみならず、成年男子労働者に對しても、多少の労働時間の制限の必要なる所以を論ずるのである。

「惟フニ成年男子ノ労働時間ニ對スル制限ハ多少必要ナルベシ、決シテ絶對的ニ非トス可ラズ。然レトモ余ハ決シテ八時間労働ヲ何レノ經濟社會ニモ適當ナリト謂ハザルナリ。……労働時間ヲ八時間ニ制限スルノ弊害豈ニボ氏ノ想像スルガ如ク絶對的ナランヤ。時勢ト國情トニ因リテハ大ニ利益アリテ少シモ害ナシ。唯ダ夫レ經濟發達ノ尙ホ幼稚ナル國ニ在テハ企業ノ精神乏シク農工商工外國ノ競争頗ル恐ル可キモノアレバ、八時間法案ハ到底不適當ナリ。然レトモ多少時間ノ制限ヲ設クルハ極メテ必要ナラム。我日本ノ如キニ在テモ、成



年男子ノ労働時間ヲ一日十二時間以内ニ限ル位ノ事ハ決シテ社會經濟ノ發達ヲ妨ゲザルベク、萬一ノ弊害ヲ豫防スルニハ頗ル有効ナルベシ。……假令少シハ之ヲ(實業ノ繁榮害スル事目前ニ在ルモ、國家百年ノ大計上、日本人種ノ未來ヲ考フル時ハ、他ノ労働ニ關スル制限ヲ設クルト同時ニ時間ノ制限ヲ設クルハ、社會政策上本邦今日ノ要務ナリ) (同上、四九〇—四九一頁)

社會政策論者金井延は、労働立法の主張者であつて、同盟罷業の如きには賛同しないのである。「労働者ノ之ニ因リテ、同盟罷工ニ因リテ得ル所ハ果シテ克ク其失フ所ト經濟社會全體ノ損害トヲ償フ可キヤ、智者ヲ待タズシテ知ル可キノミ。労働時間ヲ減少スルノ必要果シテ之アリトスレバ、之ヲ爲スニハ他ニ良手段ノ有ルアリ、何ゾ必ズシモ同盟罷工ノ如キ毒藥ヲ用フルニ及バンヤ。労働問題ニシテ社會全體ニ取リテ必要トナリ、世人一般ニ之ヲ研究セザルヲ得ザルニ至ラズ、否ナソレ程マデニ至ラザル前既ニ政府ノ之ニ注目スルヤ必セリ。同盟罷工ヲ待テ始メテ覺ルガ如キハ、今日ノ學術進歩ノ世ノ中ニ在リテハ政府ノ最モ不能ナルモノナリ。世間幸ニシテ斯クノ如キ政府多カラザルナリ。惟フニ労働問題ヲ研究スル

モノ、目的ノ一トス可キ所ハ、同盟罷工ノ如キ害毒ヲ豫防シ、之ヲシテ起ルノ必要ナカシムルニ有ラム。」(同上、四八六頁)

かくて金井は國家に對する絶對の信頼者であつた。しかるに、佐久間貞一の如き、また「國民の友」の記者の如きは、労働者の自衛的手段としての同盟罷工を考へつゝあつたのである。これ労働組合主義者と國家主義的労働立法論者との間に於ける一の顯著なる差異である。

要するに、明治二十年代における労働者問題に對する見解は、第一、漠然と輿論なるものに訴へ、志士仁人の奮起によつて、最惡の労働状態を改善せしめんとする者、第二労働者間における組合組織、労働組合並に協同組合、殊に労働組合によつて、労働者の地位を自然的に向上せしめんとする者、第三政府の立法行爲に依頼して、労働者問題の對策となさんとする者に分つことが出来る。しかしながら、これらの論者は、労働者問題に對する理解者の側に屬すべきものであつて、當時の經濟問題を論議した者の中の少數に屬するのである。當時の經濟論者の多數は、殖産興業のソロオガンや富國強兵の理想の下に、労働者問題などには何等の理解なくたゞ

富の集積と生産の擴張のみを主張してゐたのである。而して明治二十七八年の日清戦争は一切の國內問題を看却せしめ、富國強兵の理想への路を邁進せしめた。しかるに日清戦後における生産の大擴張は、日本における工業革命を招來せしめ、再び労働者問題の論議を生ぜしめたのである。明治三十年以後において、この現象は著しい。而して日本における運動としての社會主義もこの時代に起り來つたのである。しかるに社會主義思想は、明治二十年代に入つて、十年代におけるよりも、より組織的な智識として紹介せられたのである。この社會主義思想の紹介は、三十年代における社會主義運動の基礎工事と見るべきものである。筆者は、他の機会において、明治二十年代における社會主義思想の状態を記述して、二十年代における社會問題労働問題に関する見解の全様相を示すつもりである。

一九三一・一〇・二二稿了

## 恐慌論上に於けるシスモンディ

フォン・キルシュマン

小 高 泰 雄

生産と消費の均衡に關する問題は既にセイ、シスモンディの時代より、ホートレイ、ピグウの今日に至る迄、論争に論争を累ねられて、然も尙、裁然と解決せられない課題として残つてゐる。私が見る所では、生産と消費の均衡の破壊即ち恐慌の事實を中心として現在の經濟秩序を理會せんとする思想上の潮流は大體に於て左の二個のものがあると考へる。即ち

一、現代經濟社會内部に包擁せられてゐる制度上の缺陷が生産と消費の調和的發展を阻止する結果、果恐慌の發生となるのである。

二、生産と消費の調和的發展の過程中に於ける軋轢として恐慌が發生する。

といふ二つである。第一の見地よりすれば、社會制度、經濟秩序の不備缺陷が恐慌發生の前提要件として齎される。其の必然の結果として、恐慌は制度の政治的改革的改革を待つてのみ之を終熄せ